(ハ)　遊技球の試射試験を10時間以上行つた場合において、獲得する遊技メダル等の総数が、投入をした遊技メダル等の総数の2分の1を超え、かつ、3分の4に満たないものであること。 [(ニ)～(ヘ)　略] [ニ～チ　略] リ　遊技メダル数表示装置の性能に関する規格は、次のとおりとする。 (イ)　遊技者が記録された遊技メダルの数を示す信号を自由に送信することができる性能を有するものであること。 (ロ)　遊技者が直接操作する場合のほか、記録された遊技メダルの数を減ずることができないものであること。 (ハ)　記録された遊技メダルの数を示す信号を遊技球等貸出装置接続端子板を介さずに送信することができないものであること。 ヌ　イからリまでに掲げるもののほか、次の性能を備えたものであること。 [(イ)～(チ)　略] [(2)・(3)　略]	(ハ)　遊技球の試射試験を10時間以上行つた場合において、獲得する遊技メダル等の総数が、投入をした遊技メダル等の総数の2分の1を超え、かつ、2倍に満たないものであること。 [(ニ)～(ヘ)　同左] [ニ～チ　同左] [加える。] リ　イからチまでに掲げるもののほか、次の性能を備えたものであること。 [(イ)～(チ)　同左] [(2)・(3)　同左]

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成三十年二月一日から施行する。

（許可に関する経過措置）

2　この規則の施行の際現に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の許可申請書を都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出している者に対する法第三条第一項の許可（以下単に「許可」という。）に関する法第四条第四項の基準については、なお従前の例による。

（遊技機の変更の承認に関する経過措置）

3　この規則の施行の際現に施行規則第十九条第一項の変更承認申請書を公安委員会に提出している者に対する法第二十条第十項で準用する法第九条第一項の承認（以下単に「承認」という。）に関する法第四条第四項の基準については、なお従前の例による。

（遊技機の規制に関する経過措置）

4　この規則の施行前にされた許可又は承認の申請に係る遊技機（法第二十条第二項の認定（以下単に「認定」という。）を受けたもの又は同条第四項の検定（以下単に「検定」という。）を受けた型式に属するものに限る。）に関する同条第一項の基準については、当該認定を受けた日又は当該検定の遊技機規則第九条第一項の規定による公示の日（以下単に「公示の日」という。）から起算して三年を経過するまでの間は、なお従前の例による。

（遊技機の認定に関する経過措置）

5　次の各号に掲げる遊技機の認定に関する法第二十条第一項の基準については、なお従前の例による。

一　この規則の施行の際現に公安委員会に提出されている遊技機規則第一条第一項の認定申請書に係る遊技機

二　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に公安委員会に提出された遊技機規則第一条第一項の認定申請書に係る遊技機でこの規則の施行前に遊技機規則第十三条の遊技機試験を受けたもの

三　この規則の施行の際現に法第二十条第五項の指定試験機関に提出されている遊技機規則第十四条第一項の遊技機試験申請書に係る遊技機

（遊技機の型式の検定に関する経過措置）

6　次の各号に掲げる遊技機の型式に関する法第二十条第三項の技術上の規格については、なお従前の例による。

一　この規則の施行の際現に公安委員会に提出されている遊技機規則第七条第一項の検定申請書に係る型式

二　施行日以後に公安委員会に提出された遊技機規則第七条第一項の検定申請書に係る型式でこの規則の施行前に遊技機規則第十三条の型式試験を受けたもの

三　この規則の施行の際現に法第二十条第五項の指定試験機関に提出されている遊技機規則第十五条第一項の型式試験申請書に係る型式

（施行日以後にされた許可の申請等に関する経過措置）

7　この規則の施行前に認定を受けた遊技機若しくは検定を受けた型式に属する遊技機又は附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされた法第二十条第一項の基準に従ってされた認定を受けた遊技機若しくは前項の規定によりなお従前の例によることとされた同条第三項の技術上の規格に従ってされた検定を受けた型式に属する遊技機に係る法第五条第一項の許可申請書を施行日以後に公安委員会に提出した者に対する許可に関する法第四条第四項の基準については、次の各号に掲げる遊技機の区分に応じ当該各号に定める日から起算して三年を経過するまでの間は、なお従前の例による。

一　この規則の施行前に認定を受けた遊技機若しくは検定を受けた型式に属する遊技機又は附則第五項第一号の遊技機若しくは前項第一号の型式に属する遊技機　認定を受けた日又は検定の公示の日

二　附則第五項第二号の遊技機又は前項第二号の型式に属する遊技機　施行日

三　附則第五項第三号の遊技機又は前項第三号の型式に属する遊技機　遊技機規則第十四条第三項又は第十五条第四項の書類の交付の日